

プロジェクト リース

項目 第 153 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 153 回リース会計専門委員会（2024 年 7 月 25 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

適用時期

2. リース会計基準の実務への適用を検討する過程で、会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断する対応を行う事務局提案及び当該対応を会計基準に記載する事務局提案に同意する。
3. リース会計用の会計システムの開発に関し、貸手にとって貸手のリース料の区分やリース料受取時に売上高と売上原価を計上する会計処理の廃止等に関する開発の対応状況について確認を行ってはどうか。

「リースに関する会計基準」等の文案

（貸手の計算利率）

4. 本会計基準案の貸手の計算利率の定めに関する記載について、本適用指針案では取得価額とそのリース料の総額の差額の全額が利息に相当しないケースの会計処理も明確化しているため、本適用指針案の貸手の計算利率の定めに関する記載と整合させた方が良いと考える。

（借手のリース期間）

5. 本適用指針案第 42 項の延長オプションの行使等により借手の解約不能期間に変更が生じたときに、借手のリース期間を変更しリース負債の計上額をすとの文案について、リース開始日における判断どおりに延長オプションが行使された場合などにおいては、解約不能期間に変更が生じるものの借手のリース期間は変更されない場合があり得ると考える。このため、解約不能期間が変更された場合に借手のリース期間の変更があるときに、リース負債計上額を見直すことを明確にしてはどうか。

6. 文案において借手の残存リース期間との記載がされている箇所について、会計基準では、「借手のリース期間」を定義しているため、当該用語を利用して残存期間の記載を行うよう記載の工夫をした方が良いと考える。

(再リース)

7. 本適用指針案ではリース開始日に再リース期間をリース期間に含めていない場合には、当初のリースとは独立したリースとするとの定めがあり、本会計基準案の再リース期間と延長オプションの関係がわかりづらいと考える。結論の背景に記載している再リースの特徴の記載を参照する等によって、再リースが延長オプションの一形態であることを明確にすべきであると考ええる。

(貸手の基本となる会計処理)

8. 本適用指針案における製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリースに係る会計処理のただし書きの記載において、利息相当額に含めることができる対象が販売益相当額である点を記載する必要があると考える。

(サブリース)

9. サブリースの中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合の例外的な取扱いに関する結論の背景において、代理人として会計処理を行う場合と同様に純額表示することが適切となるとされている点に関して、例外的な取扱いであることと整合的な記載に見直す必要があると考える。

(重要性が乏しいと認められる場合の判断基準)

10. 借手及び貸手の使用権資産総額及びリースに重要性が乏しいと認められる場合の判断基準における10パーセント未満とする閾値については、政策的な数値であるため、本文には記載せずに結論の背景で記載することに留めた方がよいのではないかと考える。

(注記)

11. 本会計基準案等では、転リースや中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合については、翌期以降のリースの金額を理解するための情報の注記事項には含まれないと考えられるが、その取扱いで良いか確認させていただきたい。
12. 本会計基準案のファイナンス・リースに係る販売損益の注記について、製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリースについては売上高と売上原価が計上されるため、総額で注記すべきではないかと考える。

13. 貸手のリース期間等の会計処理の選択など本公開草案以降の審議で追加された会計処理に関して、会計方針に関する情報として記載を求める必要がないか確認したい。

(経過措置)

14. 企業会計基準適用指針第 16 号に従ってファイナンス・リース取引に分類していたリースの経過措置について、適用初年度の前連結会計年度及び前事業年度の期末日におけるリース資産及びリース債務の帳簿価額を引き継がない選択をした場合にオペレーティング・リース取引に分類していたリース等と同様の経過措置を適用できることが事務局の文案では分かりづらいため明確にしていきたい。
15. リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分に関するコメント対応案では借手については区分しないことができるため経過措置を追加しないとしている。当該対応案について、本会計基準案等では IFRS と異なりリースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分を追加的に求めている部分もあるため、経過措置の取扱いを明確化しておく必要があると考える。
16. 第 152 回リース会計専門委員会で提案された定期借地権に関する貸手の経過措置を聞かれた意見を踏まえて削除しているが、貸手が本会計基準の趣旨を踏まえて会計処理を変更することもあり得るため、結論の背景で何らかの手当を記載することが考えられる。
17. 定期借地権に関する貸手の会計処理を本文で定めない状況において経過措置を設ける場合、借手の定期借地権に関する会計処理の結論の背景において記載することも考えられる。
18. 本適用指針案のオペレーティング・リース取引に分類していたリース等の経過措置に追加したなお書きの記載について、「ファイナンス・リースに分類される」の表現とする方が本会計基準等内での整合性が図られると考える。
19. 企業会計基準第 13 号を適用して開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首に計上したリース負債の差額の注記を求める経過措置について、会社法計算書類のみを作成する企業ではオペレーティング・リースの未経過リースを開示していないケースがあると考えられるため、別途定めが必要ではないか。

(個別財務諸表に関する懸念)

20. 第 529 回の企業会計基準委員会で聞かれた意見のうち、「個別財務諸表への適用に関する懸念のコメントに関する審議について結論の背景に記載してはどうか」との意見に同意する。審議した結果、公開草案の提案を変更しなかった点は結論の背景に記載すべきであると考えられる。

(その他)

21. 本適用指針案のセール・アンド・リースバック取引に該当するかどうかの判断に関する記載のうち、収益認識に関する会計基準に関する記載は、定義された略称に修文する必要があると考える。

公表にあたっての文案

22. 実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」については、対象となる取引が継続しているのであれば、何らかの対応が必要ではないか。
23. 多くの注記事項を定めているため、最低限、貸借対照表及び損益計算書に関連する項目とそれ以外の注記事項を区分して追加してはどうか。

コメント対応表

24. コメント対応表のコメント 269)の IFRS 任意適用企業の経過措置に関して連結相互間リースの扱いについて、適用初年度の期首残高に経過措置を適用させるとの趣旨であると理解している。この点をコメント対応表への回答として記載してはどうか。

以 上